

東京都立大島海洋国際高等学校

「いじめ防止基本方針」

平成26年6月5日策定

1. いじめ防止等に関する基本方針

【基本方針】

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。したがって、本校ではいじめは絶対に許されない行為との認識に立って指導を行う。

また、本校では「安全指導の日」での海難事故についての学習や海洋科の実習を通して生命の尊さについて学び、寄宿舎生活や乗船生活などの共同生活を通して他者との関わり方を学ぶ。これらの学習と併せて、いじめが心身に及ぼす影響やその他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨とし、いじめ防止等のための対策を行い、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを見過ごさない雰囲気を学校全体で醸成する。

【いじめの定義】（いじめ防止対策推進法・第2条より）

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【学校及び学校の教職員の責務】

生徒一人一人の人権を尊重する態度を養い、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを見過ごさない雰囲気を学校全体で醸成し、生徒が安心して学校生活に取り組むことができる環境を作る。そのために、分かりやすい授業、活力ある部活動や学校行事を推進し、生徒一人一人が活躍の場を持ち、前向きに学校生活に取り組めるようにする。併せて、保護者、地域住民、関係諸機関との連携を図りながら、学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努める。

2. いじめ防止のための取組

(1) 未然防止のための取組み

- ・ 本校学校経営計画に示されている目標「学校行事、寄宿舎生活、部活動を通じて温厚で豊かな心と逞しい体を育む」、「帰属意識を深めながら仲間と共により良く生きる生徒を育成する」、「規範意識、人権意識、社会へ貢献する心を持った自律的な生徒を育成する」の実現を目指すことでいじめが起こらない、いじめを許さない校風を醸成する。
- ・ 寄宿舎生活、乗船生活がある本校では、入学時から共同生活を意識した指導を徹底している。特に「相手を思いやる」、「相手に不快な思いをさせない」ことの重要性を指導する。
- ・ 部活動、学校行事を中心とした学校生活の充実を支援し、生徒一人一人の自己肯定感を高める。
- ・ 文化祭や地域行事への参加、ボランティア活動等を通して、保護者、地域住民等の関係者との連携を深め、地域で生徒を見守る体制づくりに努める。
- ・ いじめは決して許されないという認識を全職員で共有し、いじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応する。

(2) 早期発見のための取組み

- ・ いじめ早期発見に向けて様々な機会をとらえて情報を収集する。特に以下の機会をいじめ発見、人間関係トラブル解消の契機とする。
 - ① 学習ガイダンス（年3回 4月・6月・2月）
学級担任の個人面談による生徒からの聴き取り調査
 - ② ハウスマスター面談（年2回 5～7月、11～12月）
ハウスマスターによる寄宿舎生活についての個人面談
- ・ 生徒及び保護者がいじめに係る相談を行う体制を以下のように整備する。
 - ① スクールカウンセラーの活用
 - ② 年間2～3回の保護者面談の実施
- ・ 相談・通報のあった事案は、「いじめ防止委員会」を通して迅速な対応と情報共有に努める。
- ・ いじめ防止等のための研修を実施し、全職員で生徒情報や過去の事例を共有し、いじめ防止等に関する職員の資質向上を図る。

(3) 発見したいじめに対する措置

- ・ いじめ、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐに当該行為をやめさせる。
- ・ いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認をする。
- ・ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、被害生徒及びその保護者に対する支援と、加害生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・ 被害生徒が安心して学習・生活するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、加害生徒に対し、一定期間別室等において学習を行わせる等の措置を講じる。特に寄宿舎生においては、共同生活を送るにあたって被害生徒が安心して生活できる状況になるまで、加害生徒を自宅にて指導する体制を取る。
このことは入学時から十分に生徒保護者に説明をし、保護者の協力のもと実施する。
- ・ いじめに関して、はやしたてたり、同調したりなどの行為は許されない行為であり、いじめに加担したものとして指導する。
- ・ いじめを見ていた生徒については、まず自分の問題として捉えさせ、仲裁または誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。
- ・ いじめの当事者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と適切に共有する。
- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、都教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(4) インターネット上のいじめへの対応

発信された情報が急速に拡散して完全な削除は不可能になってしまうこと、不特定多数の人間が閲覧可能なこと、その他特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、生徒及び保護者が適切に対処できるように、海洋情報科学の授業、セーフティ教室、生活指導部便りなどを通して指導と啓発を行う。

(5) ドミトリ（寄宿舎）における対応

生活の場であるドミトリにおいては「安全と安心の確保」が絶対条件であり、それらを破壊し、脅かすいじめ・迷惑行為は絶対に許されない行為である。いじめを防止するために、ドミトリ専属教員であるハウスマスターを中心に定期的な面談を実施する。ドミトリでの毎日の声かけ、生徒とのかかわりの中から生徒の異変を見逃さず、トラブルを抱えている生徒を学校教員・保護者と連携して支えていく。深刻な事態に陥る前に人間関係上の問題を察知し、問題に応じて個別指導・学年集会・全体集会を開きながら迅速に対応、解決することでいじめの発生を防止する。発生したいじめへ

の対応は学校に準ずる。

(6) 乗船時における対応

乗船実習中も学校の指導に準ずる。ただし、乗船期間中にいじめが発生した場合、加害生徒を直近の寄港地で下船させることがある。

3. 「いじめ防止委員会」の設置

「2. いじめの防止のための取り組み」を実効的に行うため、「いじめ防止委員会」を設置する。いじめと疑われる情報があつた場合には、生活指導部、担任、ハウスマスターを中心に情報を収集した上で、会議を開く。このほかに定期的ないじめ防止に関する取組への評価と計画の修正を行う。

(1) 「いじめ防止委員会」の構成員

管理職、生活指導部、該当学年団、寄宿舎部、保健部、スクールカウンセラー
※構成員は事案により、柔軟に検討する。

(2) 活動内容

- ・いじめ防止等の取組内容、年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・いじめに関する相談・通報への対応
- ・いじめの情報収集と対応の検討、指導の実施
- ・いじめ事案の報告

4. 重大事態への対処

いじめにより、生徒の生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合は、関係諸機関と協議し、当該事案に対処する組織を設置する。当該組織は速やかに調査を行い、事実関係を明確にした上で、都教育委員会に報告して対応を相談する。また、被害生徒及びその保護者に対し、重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。